■保育を必要とする事由を証明する書類(①~⑩の事由ごとに、必要書類を提出)

※保育を必要とする方 (新2号、新3号認定) が対象

No	保育を必要とする理由	必要書類
1	就労	○就労証明書
	給付認定期間:就労している期間	記載内容の確認のため事業所に直接電話する場
	※月の就労時間が 80 時間に満たない場合は就労	合があります。
	での認定はできません。	※自営業で記載の場合、課税台帳にて営業所得の
		有無・専従者給与の有無を確認します。なお、自
		営業の協力者、補助者の場合、給与明細書もしく
		は出勤簿の写しも添付ください。(対価の発生し
		ない労働は就労とみなしません。) また、事業開始
		初年度は、営業許可証の写しも添付してくださ
		V.
		※内職の方は、発注書の写しも添付ください。
2	妊娠、出産	○母子健康手帳の写し
	給付認定期間:予定日をはさんで前後8週間目	(氏名、出産予定日が記載されているページ)
	の月 (最長5か月)	
3	保護者の疾病、障害	○診断書
	給付認定期間:保育が必要と認められる期間	○身体障害者手帳
		○精神障害者保健福祉手帳
		○療育手帳
4	同居者の介護・看護	○被介護者、看護者の診断書等
	同居する親族で長期入院等している親族の介護・	○介護、看護の状況等が分かる書類
	看護(同居する親族で、他に介護者等がいない場合	(障害者手帳もしくは介護保険証など)
	に限る)	
	給付認定期間:保育が必要と認められる期間	
(5)	災害復旧	○申立書
	給付認定期間:保育が必要と認められる期間	○り災証明書等
6	求職活動 (就労内定者・起業準備を含む)	○求職活動申立書(南陽市の様式で提出)
	給付認定期間:認定日の初日から90日目にあたる	※起業の場合、開業準備がわかる書類も添付
	月の末日まで(最長3か月)	※内定の方は、内定通知書も添付するか、もしく
		は就労証明書のみを添付
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	○在学証明書
	給付認定期間:保育が必要と認められる期間	○学生証
8	虐待やDVのおそれがあること	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明
	給付認定期間:保育が必要と認められる期間	書等
9	すでに教育・保育施設等を利用している子どもで、	│○就労証明書(南陽市の様式で提出)
	両親の育児休業中に継続利用が必要 (継続利用児	
	童のみ)	
10	その他、上記に類する状態として市町村が認める	│○市が必要と認める書類(各事由ごと)
	場合	